

第 5 章

地域資源を生かし、 賑わいを創出するまちづくり

第 1 節 農業の振興

第 2 節 林業の振興

第 3 節 水産業の振興

第 4 節 商工業等の振興

第 5 節 観光の振興



第1節

農業の振興



現状と施策目標



- 国の農業政策については、今後大きく変更されていくと考えられるため、認定農業者及び集落営農組織の確保・育成が不可欠となっています。
- 市の基幹作目である雨よけほうれんそうの振興及びほうれんそうに次ぐ基幹作目の選定、振興が課題となっています。
- 短角牛をはじめとする当市の畜産品の知名度は高まりつつあり、増加する需要に対応する供給体制の確保が求められています。
- 近年、「食の安全」を揺るがす事件が続いていることから、当地域においても、安全で新鮮な地元農産物に対する需要が高まっています。
- 農林畜産物の消費拡大や農山漁村の活性化を図るために、首都圏の消費者に当地域の魅力を発信する必要があります。
- 優良農地の確保や計画的土地利用を進めるため、農業環境整備を促進する必要があります。
- 意欲を持って農業を担う農業者及び農業組織を育成するため、認定農業者及び集落営農組織への誘導に努めます。
- 当市の農業生産基盤を強固なものにするため、関係機関・団体等と連携を図りながら、雨よけほうれんそうに次ぐ基幹作目の選定に取り組みます。
- 畜産品の生産基盤の強化と、消費地への売込みにより、販路拡大及び産地化に努めます。
- 農林水産業の活性化や地元消費の拡大を図るため、未利用資源を活用した新商品の開発や産地直売施設等の活性化に努め、地産地消に積極的に取り組みます。
- 都市の消費者に、農山漁村での農家民泊や農林水産業等の体験を提供し、農山漁村と都市との交流を促進します。
- 農地の集約化、大区画化とともに、農業施設・農村環境の整備を推進します。

施策の体系



農業の振興

- 担い手農家の育成・確保
- 基幹作目等の振興
- 畜産業の産地化の推進
- 地産地消の推進
- 農山漁村体験型交流の促進
- 農村環境整備の促進



施策の方向



1-1 担い手農家の育成・確保

久慈市担い手育成総合支援協議会を核として、協議会に置かれる担い手アクションサポートチームが中心となり、認定農業者及び集落営農組織を育成するための掘り起こし、働きかけを積極的に行い、認定農業者及び集落営農組織への誘導に努めます。

また、認定農業者及び集落営農組織の制度の周知を図るため、説明会や研修会等を積極的に開催します。

1-2 基幹作目等の振興

市の基幹作目である雨よけほうれんそうの振興に引き続き努める一方、雨よけほうれんそう、きゅうりに次ぐ推奨作目を選定するため、新作目開発実証事業等の実施などにより、関係機関・団体等と連携を図りながら、鋭意取り組みを行います。

また、近年、雨よけほうれんそうに次ぐ販売額の菌床しいたけについても、その生産振興に努めます。





1-3 畜産業の産地化の推進

(1) 短角牛の産地化の推進

優良短角牛繁殖素牛の導入、短角牛繁殖センターの整備等を図り、生産農家が主体性をもって経営を行う体制の構築に努め、短角牛生産量の増加を図ります。

また、消費地への売り込みによる販路拡大等により、短角牛の更なる知名度向上と売上高の向上に努めます。

(2) その他の畜産業の推進

黒毛和牛、乳用牛、養鶏・養豚などの畜産について、畜産品流通ルートの確保、生産基盤の強化等により、その産地化に努めます。

1-4 地産地消の推進

久慈市農林水産品振興会議を定期的に開催するなど、関係団体と連携して検討を行い、農林水産品の振興に努めるとともに、産直フェアの開催やホームページを活用した情報発信によって地産地消の推進に努めます。

また、新商品の開発を推進するため、未利用資源を活用した商品など試作品の開発について、県や大学等の研究機関と連携を図りながら、当地域ならではの農林水産品の振興に努めます。





1-5 農山漁村体験型交流の推進

都市の消費者に、自然豊かな山・里・海や、郷土料理、伝統文化など当地域の魅力を直接感じてもらうため、農山漁村での民泊や農林水産業等の体験を提供し、農山漁村と都市との交流を深めることにより、地元製品の販路拡大、一次産業の振興による農山漁村の活性化を図ります。

1-6 農村環境整備の促進

経営体が安定した収益をあげられるよう、機械作業に適した大区画の農地を整備するほ場整備事業の促進を図るとともに、農道、農業用排水路の整備と老朽化した施設の補強、改修を進めます。

また、農村環境の整備を推進し、農村の生活環境の向上と活性化を図ります。

主要事務事業

- ・新しいわて農業担い手支援総合対策事業
- ・新作目開発実証事業
- ・園芸作物生産活性化推進事業
- ・日本短角牛繁殖センター整備事業
- ・農林水産品振興事業
- ・農山漁村体験型交流事業
- ・農地・水・環境保全対策事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・ほ場整備（担い手）事業



第2節

林業の振興



現状と施策目標



- 近年の木材価格の低迷、生産コストの増大等に伴う林業の収益性の悪化により、森林所有者の森林整備意欲は低下しており、間伐材の利用率も低くなっていることから、森林の整備を促進する必要があります。
- 当市の木炭産業は県内一の生産量を誇っていますが、日本一の炭の里づくり推進のために、木炭生産経営の安定化が不可欠となっています。
- 当地域の恵まれた森林資源を生かした「しいたけ」は、市場から高い評価を受けていますが、生産者の高齢化が進んでいます。
- 森林整備を計画的に推進することにより、林業生産基盤の整備に努めるとともに、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ります。
- 老朽化した木炭生産設備の整備による生産量の増大や、新たな販路の拡大、炭の地産地消に取り組みます。
- 担い手の育成等により、「しいたけ」の品質の一層の向上と増産を図るとともに、「まつたけ」や「山ぶどう」などの特産林産物の生産振興を図ります。

施策の体系



林業の振興

- 林業基盤の整備
- 日本一の炭の里づくりの推進
- 特産林産物生産の振興



施策の方向



2-1 林業基盤の整備

適切な除間伐等の実施や林道、作業道等の計画的な整備を進め、林業生産基盤を整備することにより林業生産活動の効率化と、木材の安定的供給の確保に努めます。

また、森林の適切な整備推進を図るための地域活動に対する支援の充実に取り組み、森林の有する多面的機能の維持、増進を図ります。

2-2 日本一の炭の里づくりの推進

根強い木炭需要に対応するため、生産施設の整備を支援し、生産量の増加と木炭品質の向上を図るとともに、新たな販路の開拓等に努め、日本一の炭の里づくりの振興を図ります。

また、炭の様々な利用法をPRしながら消費拡大を推進し、木炭の地産地消による地元での消費拡大を図り、木炭の生産経営の安定化に努めます。



2-3 特用林産物生産の振興

しいたけ生産組合等の中核団体を支援し、担い手の育成や生産設備の充実を図ることにより、「しいたけ」のより一層の高品質化と生産量の増加を推進します。

また、恵まれた森林資源の保全に努めながら、「まつたけ」や「山ぶどう」などの特用林産物の生産振興を図ります。

主要事務事業

- ・ 森林整備事業
- ・ しいたけ等特用林産物生産施設整備事業（しいたけと木炭）
- ・ まつたけ山環境整備実証事業

第3節

水産業の振興



現状と施策目標



- 海洋等の自然環境の変化に伴い、水産資源の減少とともに水揚げ量も減少傾向にあるため、資源の確保とつくり育てる漁業の観点から種苗の放流が必要となっています。
- 水産物の安定供給のために、主要漁港の沖防波堤の整備等により、機能的で安全な漁業基地を創出する必要があります。
- 当地域の水産振興及び海や河川の水質保全を図るため、漁業集落の環境を整備する必要があります。
- 当地域においても、河川周辺の自然環境の変化に伴い、淡水魚資源の枯渇が危惧されています。
- つくり育てる漁業の観点から種苗の計画的な放流により、漁家の磯根漁業における安定的な生産と収入の確保に努めます。
- 主要漁港の沖防波堤等を整備し、航路及び泊地の静穏度の向上を図ることにより、漁業者の安全かつ効率的な漁業活動を支援します。
- 漁業者の就労・生活環境を整備し、水産業の振興、海、河川の水質保全を図ります。
- 自然環境に配慮した川づくりや、淡水魚の種苗放流等により、河川における淡水魚族の保護と水産資源の確保を図ります。

施策の体系



水産業の振興

- つくり育てる漁業の推進
- 漁港の整備
- 内水面漁業の振興



施策の方向



3-1 つくり育てる漁業の推進

水産物の安定的、持続的な供給を維持するため、基幹水産物である秋サケの稚魚放流、アワビ、ウニ、ヒラメの種苗放流や漁礁、海中林の設置などの漁場造成に努め、つくり育てる漁業の推進を図るとともに、当地域の主要水産資源であるワカメ、コンブをはじめとする磯根漁業の振興を図り、その体制の整備に努めます。

3-2 漁港の整備

(1) 漁港整備による水産業の振興

漁船航路の保全及び港内の静穏度の向上により、出漁回数的大幅な増加が見込まれるほか、岸壁での作業の効率化と、出漁準備から陸揚げまでの作業時間の大幅な短縮が図られ、水産物の鮮度保持、付加価値の増加が期待されることから、継続的に主要漁港の沖防波堤の整備に取り組みます。

(2) 漁業集落環境の整備

漁業集落排水施設や集落内、漁港間を結ぶ道路の整備、上水道未整備地域の解消、防災安全施設の整備等を行い、漁業生活環境の向上を図ることにより、水産業の振興と河川、海の水質保全に努めます。

3-3 内水面漁業の振興

自然環境に配慮した川づくりや、アユ、ヤマメ、イワナなどの淡水魚増殖事業の継続により内水面漁業資源の保護、振興を図ります。

主要事務事業

- ・水産経営活性化対策事業
- ・地域水産物供給基盤整備事業
- ・漁業集落環境整備事業
- ・漁業集落排水事業
- ・アワビ・ウニ等種苗放流事業
- ・淡水魚増殖事業



第4節

商工業等の振興



現状と施策目標



- 景気回復が遅れている当地域においては、地域内産業の起業化が必要であり、意欲ある起業家に対して、総合的な支援が必要とされています。
- 郊外型大型店舗の林立、消費者ニーズの多様化や買物行動の広域化など、地域事情や社会経済動向の変化に伴って相対的に中心商店街の魅力が低下し、来店者や販売額の減少、さらには居住人口・世帯数が減少するなど、空洞化が顕著となっています。
- 当地域の経済状況は、依然として低迷しているため、商工業を取り巻く環境を改善する必要があります。
- 当地域は、有効求人倍率が県内でも最も低い地域であるため、若年者及び高齢者の雇用の場の創出を図る必要があります。
- 地域内に有する優良で豊富な資源、人材及び技術等が十分に活用されているとは言えない状況にあります。
- 地域産業の振興を図るため、意欲のある起業家への支援を行い、地域活力と経営意欲の醸成に努めます。
- 中心市街地は、商業・居住等の都市機能が集積し、地域の歴史文化や伝統を育んできた地域であることから、将来に亘って市民が郷土に抱く誇りや愛着の源泉となる「まちの顔」に相応しい商店街の形成を推進します。
- 商工業者の経営体質の強化を図るため、商工会議所等との連携による研修制度や融資相談などの充実に努めます。
- 国・県と連携しながら雇用対策を講じるとともに、企業誘致活動と地域特性を生かした地場産業の振興に取り組み、雇用の創出に努めます。
- 産学官が連携し、優良で豊富な地域の未利用資源を活用した内発型産業の創出に努めます。

施策の体系



商工業等の振興

- 起業家に対する支援
- 商店街の活性化
- 商工業の振興
- 雇用機会の創出
- 内発型産業の創出



施策の方向



4-1 起業家に対する支援

地域経済の活性化と雇用の場を創出するため、計画性があり、意欲のある起業家に対して、「久慈・ふるさと創造基金」を活用して資金面で積極的に支援し、新事業の創出及び地域産業の振興を図ります。

また、新たな事業展開に向けて、研究機関等連携促進事業による新たな産業の創出の支援に努めます。

4-2 商店街の活性化

(1) 商店街の総合的活性化

中心商店街を、市民が恩恵を享受する共有エリアとして位置付け、商店会や市民協働の取り組みの促進、街が持つ多様な機能の有効活用を図るとともに、中心市街地活性化基本計画を推進し総合的な商店街の活性化に努めます。

(2) 街なか観光拠点の整備

物産館等核施設整備や街並み整備により、街なか観光の拠点づくりと情報発信力の向上を図り、地域特産物や歴史風土・伝統文化、そして楽しみに出会える賑わいのまちづくりを推進します。





(3) 魅力ある商店街の形成

TMO（※）・商店会が自主的に取り組むテナントミックス（※）や商品サービスの向上、空き店舗活用等によるもてなしや体験の場の提供、駐車場の充実などの各種ソフト事業やイベントを支援し、来街者のニーズに対応した魅力ある商店街の形成を促進します。

(4) 安心と憩いの空間整備

市街地に近接する旧県立病院跡地、公園、寺社等の活用による憩いの空間整備に努めるとともに、子育て中の親子、高齢者や障害者など、誰もが安心して交流できる環境づくりを推進します。



(5) 街なか居住の推進

地域を支える原動力となる居住者の増加・確保を図るため、住宅、交通、コミュニティ等の環境充実に努め、街なか居住を推進します。

4-3 商工業の振興

中小企業の設備近代化、経営安定化及び企業支援策として、市及び県の融資制度の活用や保証料及び利子補給の助成を継続し、商工業の振興に努めます。

また、商工会議所への支援を行い、商工業者の育成強化や住宅リフォーム奨励事業による地域経済の活性化に努めます。

※TMO

中心市街地活性化法に基づき、市町村の商業関係者が組織する機関。

※テナントミックス

中心市街地における商業等の魅力化に向け、必要業種の誘致、業種構成、店舗配置の適正化を図る事業。



4-4 雇用機会の創出

国・県と連携しながら、地域の特性を生かせる企業の誘致、既に立地している企業へのフォローアップを行うことに加え、企業の望む人材確保のため、若年層を中心とした適切な能力開発に努めることにより、より一層の雇用の確保を推進します。

また、非自発的離職者を雇用する事業主への支援等を行うとともに、シルバー人材センターなどの活用による高齢者の雇用に努めます。

4-5 内発型産業の創出

市場の動向を十分見据えながら、未利用の地域資源を活用しての起業や商品開発等を行う企業家を支援するため、県や大学、ジョブカフェいわてサテライトくじ、いわて産業振興センター及び商工会議所などと連携して研究や企業資金への支援を引き続き行うことにより、内発型産業の振興に努めます。



主要事務事業

- ・街なか再生推進事業
- ・住宅リフォーム奨励事業
- ・久慈・ふるさと創造基金運営費補助事業
- ・中小企業振興基金融資事業
- ・再就職緊急支援奨励金交付制度事業
- ・地域産業振興推進事業（岩手大学との連携）
- ・企業誘致推進事業
- ・雇用対策推進事業

第5節

観光の振興



現状と施策目標



- 東北新幹線八戸開業を契機として、また、青森延長を目前とし、北三陸地域への観光客数が増加してきていることから、当市においても首都圏、仙台圏からの観光客の誘客を図る必要があります。
- 平庭高原つつじまつりや久慈秋まつりなど、地域の資源や伝統を生かしたイベントを開催し地域の魅力をPRしていますが、観光客数は伸び悩みの状況にあります。
- 都市部中高生の教育旅行の形態が観光型から体験型に移行する傾向にあることから、これらの学校に対し、当市の資源・人材などを活かした独自の体験型プログラムを提供することにより、交流人口の拡大を図ります。
- 多様な観光ニーズに対応するため、当市の豊かな自然や歴史・文化、食、特産品や小袖海岸や平庭高原などの観光施設、地域の特性を活かした様々な体験など、多くの観光資源や特性を生かした観光ルートの確立が求められています。
- 観光は、農・林・水産業や商工業等を集約した総合産業であるとの認識に立ち、関連産業と連携した観光推進体制を整備し、観光客の旅行動向や形態の変化に対応した観光産業の振興に努めます。
- 地域に根ざした伝統や文化の発展と充実、イベントによる観光客誘客を図るため、地域と一体となった企画推進体制を確立し、本市の地域特性を活かした観光イベントの実施に努めます。
- 地元資源・人材を活用した体験型教育旅行等の受け入れという新たな観光産業を確立することにより、訪れた生徒らの心の育成を図り、地域の活性化と交流人口の拡大に努めます。
- 広域観光の拠点として、広域圏との連携による観光ルートの確立や、地域の観光資源を生かした観光振興を図るため、観光資源のブラッシュアップ（※）、観光施設の整備、観光地の環境整備と充実に努めます。

施策の体系



観光の振興

- 総合産業としての観光の推進
- 各種イベントの充実
- 体験型観光の推進
- 観光資源の整備とルート化の推進

※ブラッシュアップ さらに磨きをかけること。



施策の方向



5-1 総合産業としての観光の推進

(1) 様々な業種の連携による観光振興

総合産業としての観光振興を図るために、農・林・水産業及び商工業に携わる、行政、観光関連団体、民間事業者及び市民が互いに連携し、本市の持つ豊かな自然や優れた景観、多彩な体験などを活かした観光の振興を図ります。

(2) 山・里・海からの情報発信

山・里・海の地域資源を生かした食文化の充実を図るとともに、イメージアップに向けた取り組みを発信します。

5-2 各種イベントの充実

平庭高原つつじまつりや久慈秋まつりなど、地域に根ざし親しまれてきたさまざまな行祭事などを受け継いでいくとともに、自然や伝統などの観光資源の掘り起こしと活用、市民の一体感の醸成に努めます。

また、市民・観光客が一体となって楽しめるような魅力あるイベントを開催するため、地域と一体となった企画推進体制を確立し、地域の特性を活かしたイベントの実施、観光宣伝活動の充実と観光客の誘客に努めます。

5-3 体験型観光の推進

今ある美しい自然や伝統文化などの資源を有効活用して、ここでしか体験できない独自の体験プログラムを作成し、都市部学校へのPR活動など、体験型観光の情報発信を積極的に展開します。

また、大規模学校の受け入れに伴う、指導者の確保・育成や環境の整備を推進するとともに、民間団体への事務移譲を検討しながら、受入基盤の強化に努めます。

5-4 観光資源の整備とルート化の推進

(1) 広域観光ルートの確立

陸中海岸国立公園協議会や八戸・久慈・二戸三圏域による連携を進め、広域観光ルートの確立や、観光拠点を有機的に結ぶ二次交通・道路網の整備、観光情報の共同発信など、それぞれの魅力ある観光資源を生かした広域的な観光の取り組みを促進します。



1

基本構想

2

基本構想

1

基本計画

2

基本計画

3

基本計画

4

基本計画

5

基本計画

6

基本計画

資

付属資料

(2) 観光施設の整備維持管理

小袖海岸や平庭高原などの自然や文化、食、体験といった固有の観光資源を生かした観光開発を図るとともに、観光施設の整備や観光施設の良い維持管理を行い、多様な観光ニーズが満たされるような観光エリアの構築を目指します。

(3) 平庭高原観光施設の整備

平庭高原をエコツーリズム（※）・グリーンツーリズム（※）の拠点として位置付け、県の整備するエコパーク平庭高原施設と既存施設の接続や、スキー場の整備を図ります。

主要事務事業

- ・体験型教育旅行受入事業（再掲）
- ・久慈秋まつり
- ・手づくり山車制作費補助事業
- ・平庭高原つつじまつり（再掲）
- ・北限の海女フェスティバル
- ・北三陸くじ冬の市
- ・紹介宣伝事業
- ・八戸・久慈・二戸三圏域連携事業（再掲）
- ・エコパーク平庭高原施設整備事業（県）
- ・平庭スキー場整備事業
- ・観光施設維持管理事業



※エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識した旅行、レクリエーション。

※グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。